

令和6年度 第1回  
長野市社会福祉審議会資料集

令和6年4月24日(水)

第二庁舎 10階 講堂

## 資料一覧

次 第 .....	1ページ
委員名簿 .....	2ページ
諮問事項	
資料 No1 子どもの福祉医療制度の拡充について .....	3ページ
資料 No2 令和7年度 長野市の保育所等保育料(利用者負担)について ...	7ページ
参考資料	
参考資料① 社会福祉法(抜粋) .....	9ページ
参考資料② 長野市社会福祉審議会条例 .....	10 ページ
参考資料③ 長野市社会福祉審議会運営要領 .....	14 ページ
参考資料④ 長野市職員名簿 .....	15 ページ

## 令和6年度 第1回長野市社会福祉審議会 次第

日時：令和6年4月24日（水）  
午前9時30分から  
場所：講堂（第二庁舎10階）

1 開 会

2 あいさつ

3 臨時委員委嘱

4 諮 問

5 議 事

(1) 諮問事項

ア 子どもの福祉医療制度の拡充について

イ 令和7年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

6 そ の 他

7 閉 会

長野市社会福祉審議会(本会)委員名簿

敬称略 五十音順

選出区分	委員氏名	所属団体・役職等	所属専門分科会	備考
市議会議員	青木 敏明	長野市議会議員	児童福祉	
	手塚 秀樹	長野市議会議員 福祉環境委員会委員長	老人福祉	
	西沢 利一	長野市議会 議長	地域福祉 民生委員審査	民生委員審査 専門分科会 会長
	堀内 伸悟	長野市議会議員	障害者福祉	
学識経験者	青木 寛文	長野県弁護士会	地域福祉	
	井藤 哉	長野県立大学 准教授	地域福祉	
	釜田 秀明	長野市医師会 会長	老人福祉	
	小松 仁美	清泉女学院短期大学	障害者福祉	
	高野 哲浩	成年後見センター リーガルサポート長野	障害者福祉	
	茅野 理恵	長野市教育委員会 教育委員	児童福祉 民生委員審査	
	水内 和義	吉田地区住民自治協議会 会長	地域福祉	
	水口 崇	信州大学 教授	児童福祉	児童福祉 専門分科会 会長
	山岸 明浩	信州大学 教授	老人福祉	老人福祉 専門分科会 会長
社会福祉 関係者	伊藤 篤志	長野市民生委員児童委員協議会 会長	地域福祉 民生委員審査	地域福祉 専門分科会 会長
	岩下 秀雄	長野市民生委員児童委員協議会 高齢者福祉部会長	老人福祉	
	高山 さや佳	長野市ボランティアセンター運営委員会	地域福祉	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	児童福祉	副委員長
	寺田 裕明	長野市社会福祉協議会 会長	老人福祉 民生委員審査	委員長
	中澤 和彦	長野市社会事業協会 理事長	障害者福祉 民生委員審査	障害者福祉 専門分科会 会長
	長戸 桜子	長野県社会福祉士会 副会長	老人福祉	
	丸山 香里	長野市手をつなぐ育成会 会長	障害者福祉 民生委員審査	
	丸山 勝	長野市身体障害者福祉協会 理事長	障害者福祉	
	宮島 孝夫	長野市老人クラブ連合会 会長	老人福祉	
	山本 悦夫	NPO法人 ポブラの会 会長	障害者福祉	
	六波羅 直貴	長野県高齢者福祉事業協会	地域福祉	
	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	児童福祉	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	児童福祉	
	臨時委員	相原 俊武	長野市歯科医師会 地域保健部(乳幼児・学校) 部長	児童福祉
高山 久		長野市薬剤師会 専務理事	児童福祉	
原田 達矢		長野市PTA連合会 会長	児童福祉	
宮川 恭一		長野市医師会 理事	児童福祉	

# 1 長野市の福祉医療制度の概要

令和6年4月24日  
長野市 保健福祉部 福祉政策課

## 目的

子ども、障害者、ひとり親家庭の**健康の保持及び生活の安定に寄与**するため、福祉医療費給付金を支給し、もって**福祉の増進**を図る。(根拠:長野市福祉医療費給付金条例)

区分	対象者	給付方法
①子ども 【49,779人】	0歳～18歳年度末 ※「中学校3年生まで」としていた対象範囲を令和6年1月診療分から拡大	現物給付
②障害者(児) (70歳未満) 【8,379人】	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1、 特別児童扶養手当1・2級	償還払い (自動給付)
	身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯 精神障害者保健福祉手帳1・2級で本人及び同一世帯員が特別障害者手当の制限以内の通院医療のみ ※18歳以下の障害児は所得制限なし	
③65歳以上 重度障害者 【6,109人】	身体障害者手帳1～3級、4級の一部、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害基礎年金等1・2級など	
④ひとり親家庭 【6,996人】	母子または父子家庭で、18歳未満の児童とその児童の扶養者 父母のない18歳未満の児童など(但し、高等学校在学中は20歳まで延長可)	

※令和6年3月31日現在の資格者数

# 2 受給者負担金の経緯と考え方

## H15年7月 導入開始(1レセプトあたり300円)

「長野県福祉医療制度のあり方検討委員会」において審議、決定(H13年12月～H14年8月)  
➤福祉サービスの受益と負担の関係を明確にし、共に制度を支えあう一員であることを受給者に自覚していただくため。

## H21年10月 負担金の引き上げ(1レセプトあたり300円⇒500円)

「長野県福祉医療費給付事業検討会」において審議、決定(H20年12月～H21年1月)

## H22年4月 長野市負担金額の引き上げ(1レセプトあたり500円)

「長野市社会福祉審議会」において審議、決定(H21.6.1諮問、H21.8.4答申)

## H29年 長野県福祉医療費給付事業検討会(県と市町村の共同設置)

医療関係者や学識経験者等の意見を聴取

H30年8月から**子どもの福祉医療費に現物給付を導入**するにあたり、受給者負担金についても検討  
➤**検討結果**：導入の趣旨である「**受益と負担の関係を明確し、共に制度を支え合う一員であることを受給者に自覚していただくことが肝要であり、将来にわたり持続可能な制度としていく上でも、現行の受給者負担金を維持することが適当である。**」

## R4年 長野市社会福祉審議会からの答申(抜粋)

➤受給者負担金の窓口無料化は、持続可能な制度としていく観点から、**まずは、対象範囲の拡大を図った上で、段階的な実施を含め、更に検討していくことが適当である。**

### 3 他の自治体の状況

#### 長野県内 子どもの福祉医療費 受給者負担金実施状況①

(令和6年4月現在の状況)

金額	市町村数	市	町	村
500円	40	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市 諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、大町市 茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市 安曇野市 (16)	佐久穂町、軽井沢町 御代田町、立科町、下諏訪町 高森町、上松町、池田町 坂城町、信濃町、飯綱町 (11)	川上村、北相木村、生坂村 山形村、朝日村、筑北村 松川村、白馬村、小谷村 高山村、木島平村 野沢温泉村、小川村 (13)
300円	14	なし	小海町、富士見町、松川町 阿南町、南木曾町、小布施町 (6)	南牧村、南相木村、売木村 泰阜村、喬木村、豊丘村 大鹿村、木祖村 (8)
0円	23	伊那市、駒ヶ根市、飯山市 (3)	長和町、辰野町、箕輪町 飯島町、木曾町、山ノ内町 (6)	原村、南箕輪村、中川村、宮田村 阿智村、平谷村、根羽村、天龍村 大桑村、麻績村、栄村、青木村 王滝村、下條村 (14)

#### 長野県内 子どもの福祉医療費 受給者負担金実施状況②

(令和6年4月現在の状況)



##### 金額区分

- 500円の市町村 (40団体)
- 300円の町村 (14団体)
- 0円の町村 (20団体)
- 0円の市 (3団体)

##### 負担金別 実施状況内訳

金額	市町村数	市	町	村
500円	40	16	11	13
300円	14	0	6	8
0円	23	3	6	14

# 中核市 子どもの福祉医療費 受給者負担金実施状況

5

(令和6年4月現在の状況)

	給付状況			自治体数	市	比率
	中学校3年生	18歳年度末	窓口の無料化			
①	●	●	●	23	函館市、八戸市※2、山形市、福島市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、越谷市、横須賀市、甲府市、豊橋市、岡崎市※2、豊田市、姫路市※3、明石市、和歌山市、鳥取市、下関市※2、高松市、松山市	37.1%
②	●	×	●	8	旭川市、青森市※1、川口市、富山市、岐阜市、一宮市、倉敷市、那覇市	12.9%
③	●	●	×	27	盛岡市、秋田市、水戸市、船橋市、柏市、八王子市、金沢市※2、福井市、長野市、松本市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、尼崎市※2、西宮市※1、奈良市、松江市※2、呉市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市※1	43.6%
④	●	×	×	3	福山市、久留米市、宮崎市	4.8%
⑤	×	×	×	1	高知市	1.6%



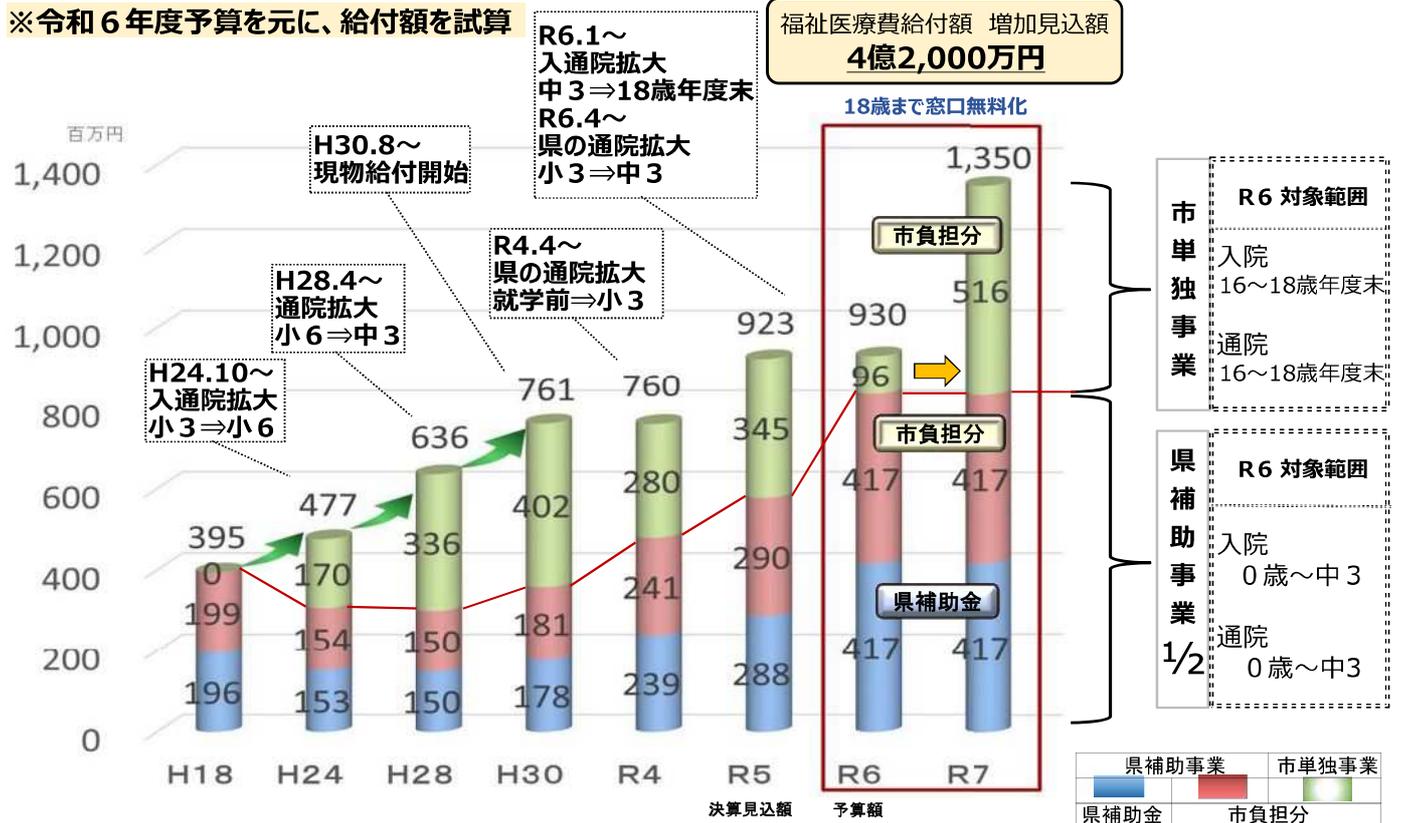
- ※1 所得制限あり
- ※2 一部、入院のみを対象
- ※3 所得制限あり、かつ一部、入院のみを対象

## 4 長野市の財源別推移と今後の増加見込額

6

子どもの福祉医療費について「18歳年度末まで」の対象者を窓口無料化した場合

※令和6年度予算を元に、給付額を試算





## 令和7年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和6年4月24日  
こども未来部 保育・幼稚園課

### 1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて決定しています。

### 2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して設定しています。

### 3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の審議内容及び改定内容について

保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」や令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に合わせ平成26年度以降の審議会では、保育所等保育料について、次のように答申いただき決定しています。

#### (1) 平成26年度（「子ども・子育て支援新制度」関係）

- ① 「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分の設定
- ② 幼稚園保育料について、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定
- ③ 保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更

#### (2) 平成27年度以降（「国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組」関係）

多子世帯等の保育所等保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取り組みに合わせて軽減

#### (3) 平成30年度（「幼児教育・保育の無償化」関係）

- ① 令和元年度の4月から9月までの保育所等保育料は据え置き
- ② 令和元年度の10月以降の保育所等保育料
  - ア 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
  - イ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化
  - ウ 0歳から2歳までの住民税課税世帯の子どもたちの保育所等保育料は据え置き

#### (4) 令和元年度以降

保育所等保育料を据え置き

令和6年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。

### 4 令和7年度の保育料（利用者負担）について

本市における令和7年度の保育所等保育料については、税制改正や国基準の改定等を踏まえ、今後の審議会において審議をお願いします。

# 令和6年度保育料基準額表

資料No2別紙

単位:円

表1 1号認定(幼稚園、認定こども園)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

表3

階層区分	定 義	保育料(月額)																			
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100	0	14,200	7,100
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700	0	19,400	9,700
D3	76,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250
D4	97,000円以上 123,000円未満	0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750	0	31,500	15,750
D5	123,000円以上 148,000円未満	0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250	0	40,500	20,250
D6	148,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	44,000	22,000
D7	169,000円以上 219,000円未満	0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250	0	50,500	25,250
D8	219,000円以上 265,000円未満	0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800
D9	265,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250	0	54,500	27,250
D10	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800	0	55,600	27,800
D11	397,000円以上	0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350	0	56,700	28,350

表4

階層区分	定 義	保育料(月額)																			
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0

表4

ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)																			
		3歳以上児			3歳未満児			3歳未満児													
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降											
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	48,600円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D1	48,600円以上 60,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D2	60,000円以上 76,000円未満	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0
D3の一部	76,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。  
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によりります。  
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。  
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

## 長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 3歳未満児で、認定こども園、保育所、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 軽減額 ①市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料金額が軽減となり、無料となります。  
 ②市町村民税所得割課税額が169,000円以上の世帯のお子さん：月額6,000円の軽減となります。

※入園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

## 社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

## 第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

改正

平成12年9月29日条例第49号

平成14年3月29日条例第12号

平成17年3月30日条例第10号

平成20年3月28日条例第12号

平成23年12月20日条例第30号

平成25年9月30日条例第31号

平成27年3月27日条例第10号

令和2年3月30日条例第8号

長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

**第4条** 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

**第5条** 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招

集しなければならない。

- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

**第6条** 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
  - (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
  - (3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項(子ども・子育て支援に関する事項を含む。)
  - (4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項
  - (5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
  - 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
  - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

**第7条** 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
  - (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
  - (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項
- 2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
  - 3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。
  - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

**第8条** 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の重要又は異例な事項に関する決議にあつては、この限りでない。

（委任）

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止）

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例（平成10年長野市条例第59号）は、廃止する。

**附 則**（平成12年9月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年3月29日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年3月30日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように

改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成20年 3 月28日 条例第12号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成23年12月20日 条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年 9 月30日 条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年 3 月27日 条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 3 月30日 条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長野市社会福祉審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市社会福祉審議会条例(平成12年長野市条例第3号)第9条の規定に基づき、長野市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会及び審査部会の会議の特例)

第2 専門分科会長及び審査部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることによって、会議の開催に代えることができる。

(報告)

第3 専門分科会長は、所掌事項について調査審議が終了したときは、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第4 審議会の庶務は、保健福祉部福祉政策課が行う。ただし、次の号に掲げる専門分科会等については、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 民生委員審査専門分科会 保健福祉部福祉政策課
- (2) 障害者福祉専門分科会及び審査部会 保健福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども政策課
- (4) 老人福祉専門分科会 保健福祉部高齢者活躍支援課
- (5) 地域福祉専門分科会 保健福祉部福祉政策課

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和6年度 長野市社会福祉審議会  
長野市職員名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	白 井 一	
こども未来部長	島 田 浩 司	
保健所長	宮 島 有 果	
保健福祉部福祉政策課長	島 田 武 昭	
保健福祉部生活支援課長	伊 藤 晋 也	
保健福祉部次長兼高齢者活躍支援課長	北 原 孝	
保健福祉部地域包括ケア推進課長	原 宏	
保健福祉部介護保険課長	齋 藤 秀 浩	
保健福祉部障害福祉課長	高 野 晃 弘	
保健福祉部参事兼保健所総務課長（保健所副所長）	河 西 公 志	
保健福祉部保健所健康課長	佐 藤 恵 子	
こども未来部次長兼こども政策課長	丸 山 隆 文	
こども未来部子育て家庭福祉課長	中 村 元 昭	
こども未来部次長兼保育・幼稚園課長	宮 下 卓 朗	
こども未来部こども総合支援センター所長	石 坂 陽 子	